

## おだわら

編集発行 小田原市役所広報課 〒250 小田原市荻窪300番地



昭和63年

1月1日

人口・世帯	(12月1日現在)
人口 189,150人	(前月比+82人)
世帯 58,299世帯	(前月比+25世帯)



今年は辰年生まれの私たちの年。一緒に明日のまちづくり



小田原市長

山橋敬一郎

## 小田原市議会議長

## 守屋喜代松

明けましておめでとうございます。

昭和六十三年の輝かしい新年を迎え、市民のみなさんのご健勝とご繁栄を心からお祝い申し上げます。本市は、県西地域の中核都市として、来るべき二十一世紀に向かって、活力と魅力のあるまちづくりを目指して着実に発展を続けておりますが、これもひとえに市民のみなさんの温かいご理解とご協力によるものと、深く感謝申し上げる次第でございます。

近年、我が国を取り巻く環境は、貿易黒字の増加、急激な円高、農産物の自由化など多くの問題が生じておりますが、これまでの外需依存型から内需主導型へと経済、産業の構造調整などに積極的に取り組みました結果、国内需要においては、個人消費や住宅建設、設備投資なども緩やかながら増加の傾向を示しております。一方、輸出関連業種については、製造業を中心にお厳しい状況にあります。国内においては、税制改革、地価対策、社会福祉の充実などの問題が山積みされている中、昨年十一月に竹下新内閣が誕生しましたが、引き続き財政再建を目指し、新たな対応を迫られています。

このような情勢に伴い、地方公共団体におきましては、地域の特性、自主的な創造力を生かし、活力と潤いのある個性豊かな地域社会の形成に努めていく必要があろうかと存じます。本市におきましても、市民のみなさんのご理解とご協力をいただきまして、「おだわら21世紀プラン」の実現に向かって努力しているところでございます。

市議会といたしましても、本市が直面する諸問題に対処していかなければならないと考えております。また、常に市民の立場に立つて行政を見つめ、住民自治に根ざした公正な行政が行われるよう監視するところであります。私どもは、このような認識の下に、みなさんの願いを常に市政に反映させていくよう心を新たにして努力してまいりたいと存じます。議会では、新年の虚礼を自粛しておりますが、市民のみなさんにおかれましては、明るい住み良い小田原の建設のために、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

市民のみなさん、新年明けましておめでとうございます。希望に満ちた新春を迎えたことを、心からお喜び申し上げます。昨年は、市制町村制が公布されて百年、また、地方自治法が施行されて四十周年という記念の年に当りました。この間、着実に発展してきた小田原は今、新しい都市経営の時代を迎えています。新しい文化志向が叫ばれ、市民のみなさんと一緒にした地方自治の推進がさらに必要になつております。このような中で、私は、市政を担つて三回目の新春を迎えたが、これまで、まちづくりには、みなさんの知恵とエネルギーの結集こそが必要であると言い続けてまいりました。そして、昨年は、二宮尊徳生誕二百年祭の一環として、イベント「えいど小田原」を開催し、結果の成否だけでなく、みなさんと行政が、何をどれだけ学び、今後いかに生かしていくかの重要性を考える機会としました。

さて、今年の展望ですが、消防の（仮称）富水・桜井分署と尊徳記念館が今春に、そして（仮称）保健センターが今秋に完成し、市民生活の安全と健康、市民文化の面において一步前進します。また、「おだわら21世紀プラン」における六大プロジェクト（レクリエーションゾーンの形成・小田原城跡の整備・南北環状道路の整備・工業団地の整備・小田原駅周辺の再開発・市民施設の配置）の推進には、引き続き最大の努力を払つていくほか、上府中総合公園の施設整備、石垣山一夜城跡の歴史公園化も着々と進めていきます。さらに、高齢社会、国際交流、文化行政、女性の社会参加、高度情報化という二十一世紀に向けての新しい行政課題につきましても、その研究に積極的に取り組みます。

このように、今年は、施設整備等のハード面から、人間尊重、文化の向上等のソフトの面まで、「おだわら21世紀プラン」全体が大きく動き出すものと心に期する次第です。また、本市の長年の夢であります大学誘致につきましても、市民文化の向上と活性化のために、その実現に全力を投入してまいりますので、みなさんの絶大なご理解とご協力をいただきたいと思います。

私の抱負とみなさんへのお願いを述べさせていたきましたが、市民のみなさんにとって、今年も健康で幸せな年でありますよう心からお祈りしまして、新年のごあいさつといたします。



# 地方税法が一部変わります

## 個人市県民税の税率改正・基礎控除額等引上げ・配偶者特別控除の創設など

昭和六十三年度から、みなさんに関係のある地方税法が改正されます。今回の改正は、中堅サラリーマン層の所得課税の負担軽減とマル優制度等、利子課税の見直しを図るもの

です。  
具体的には、個人市県民税所得割の税率改訂による税率構造の緩和や基礎控除額・配偶者控除額・扶養控除額・配偶者特別控除額を設けたものです。

◆個人市県民税所得割の税率改訂  
(別表1をご覧ください)

◆基礎控除額・配偶者控除額・扶養控除額の引上げ  
(別表2をご覧ください)

◆配偶者特別控除の創設

[別表1] 個人市県民税所得割の税率改訂

税率	課税所得階級			
市民税	県民税	現行	63年度適用	64年度以降適用
%	%	万円以下	万円以下	万円以下
2.5	2	20 "		
3	2	45 "	60 "	60 "
4	2	70 "		
5	2	95 "	130 "	130 "
6	2	120 "		
7	2	150 "		
7	3		260 "	300 "
7	4	220 "		
8	4	370 "	460 "	450 "
9	4	570 "		
10	4	950 "	950 "	900 "
11	4	1,900 "	1,900 "	2,000 "
12	4	2,900 "	1,900万円超	2,000万円超
13	4	4,900 "		
14	4	4,900万円超		

※退職所得の分離課税に係る所得割は昭和63年1月1日以後の支払いは63年度税率とし64年1月1日以後の支払いは64年度以降の税率が適用されます

合計所得金額が八百万円以下下の人には六十三年度から適用されます。

用されます。この控除の特色は控除対象配偶者以外の

業専従者控除額が、現行の四十五万円が六十三年度か

年以降四十八万円に引き

ながれられます。

(1) 所得のない配偶者  
(別表3をご覧ください)

配偶者に所得がある場合

内が控除

なお、白色申告者の配偶者

にも、配偶者に係る白色事

業専従者控除額が、現行の

四十五万円が六十三年度か

年以降四十万円に引き

ながれられます。

◆医療費控除の定額基準額

(足切り限度額)の引上げ

最初の納期に合算することに

なつて、また、今回の改

正で「千円未満の端数」とな

ります。したがって、四千円

未満の税額は四回に分割され

税額を四回に分割して納付す

る場合、分割金額に「百円未

満の端数」が生ずるときは、

現行の五万円が六十四年度

以降十万円に引き上げられ

ます。

◆基礎控除額・配偶者控除額・扶養控除額の引上げ

地方税の税額を決定すると

税額の端数切捨て等

と未満の税額は四回に分割され

税額を四回に分割して納付す

る場合、分割金額に「百円未

満の端数」が生ずるときは、

現行の五万円が六十四年度

以降十万円に引き上げられ

ます。

◆税額の端数切捨て等

と未満の税額は四回に分割され

税額を四回に分割して納付す

る場合、分割金額に「百円未

満の端数」が生ずるときは、

現行の五万円が六十四年度

以降十万円に引き上げられ

ます。

◆問い合わせ

百円未満の端数切捨てと

ます。

また、固定資産税のよう

に、今まで「十円未満の端

き、今まで「十円未満の端

数」を切り捨てていましたが、

百円未満の端数切捨てと

ます。

◆問い合わせ

百円未満の端数切捨てと



## 言葉の障害とは

私たちには知らないうちに言葉を身に付け、使っていますが、生まれたときから言葉を話せる人はだれもいません。言葉を使えるようになったのは、本人と周りの人の、目に見えない努力の結果です。

例えば赤ちゃんとお母さんは、「ワンワン」と言つた時に、「ワンワン」と言つた裏には、たくさん意味があります。

「ワンワン」の心のつながりを深め、やがて二語文を話す素地をつくっているわけです。

しかし、すべての子が順調にいくわけではなく、我が子は、ま学校(幼稚園、保育園)へ行つて大丈夫だろうか、心配している方のために、

特に、入園入学を前にした言葉の障害を紹介します。

(1)発音の異常 同年齢の子が正しく発音しているのに、未だに「ウサギ」をウチャギ、ウシャギ、ウタジ、ウアイと

と不安になり、相談を申し込もう〇〇〇ね」と相づちを打ちながら正しい言葉のお手本を

(3)どもり 「ク、ク、ク、車」

文法的におかしい(助詞が使えない)過去、現在、未来が区別できない)。話はするが場面に合わなかつたり、人とのかかわりがとれないなど。

い直しをさせたり、注意はしないようにしましよう。

②話の内容をよく聞き、「そ

ながら正しい言葉の先生になつてください。

①間違った言い方をしてしまう

口に「発達の遅れ」といつて言ふのが、長くなると何と言つているのか分からなくなる。

③どうぞ 「う〇〇ね」と相づちを打ちながら正しい言葉のお手本を

だくため次のようなことをお

こばの教室(浜町一一一)

申込み及び問い合わせ

農業委員会(331748)

申込み 当日会場で申込みを

むか農業委員会又は農協の年金窓口で申込みを

だくため次のようなことをお

こばの教室(浜町一一一)





